

鍵研パートナーシップ/協力店約款

鍵研パートナーシップ（協力店）へ申込む前に全 13 条まで必ずお読み下さい。

以下、株式会社鍵研究所を甲とし、協力店舗様を乙とし次の通り締結する。

第1条【目的】

甲は本契約で、乙に対し鍵研パートナーシップの業務に関するノウハウを提供し、そのノウハウに従い事業を運営し相互に協力し、事業の反映と発展を図る。

第2条【鍵研パートナーシップの概要】

鍵研パートナーシップは甲によるシステム全体の統括及び各協力店への指導援助と各協力店による円滑な営業活動によって運営されるものである。

第3条【業務手数料】

鍵研パートナーシップより紹介した業務について、乙は甲に対し税込み工事金額の30%を支払うこととし、支払いは毎月10日までに当月分を甲の指定する銀行口座に振込むこと。また10日が土曜日及び日曜日及び祝日にあたる場合、前倒しにするものとする。

第4条【遅延損害金】

乙は本契約及び付帯契約により、乙の負担する債務の支払いが10日以上延着した場合は、延着損害金として年14.5%の遅延損害金を甲に支払う。

第5条【備品等の代金の支払い】

乙は甲より購入した商品等の代金を毎月月末に締め、翌10日に甲の指定する口座に送金すること。

第6条【営業日・営業時間】

営業日、営業時間は甲乙協議の上、決定する。

第7条【業務の運営】

乙は甲の基づく業務運営に責任を負い、関係諸法規を守り、本付帯契約、規定名などに従う。乙は甲より委託された業務を速やか適切に行うものとする。

第8条【運営上の責任】

乙は営業に関し、第三者との間に自己または争いが生じ、その営業支障をきたし、また生じる恐れがある時は、速やかに甲に報告するとともに責任をもって解決にあたる。

第9条【機密保持】

乙及び乙の従業員は、本契約、付帯契約、規定、連絡文章等、甲の指導内容及び、甲の運営に関する計画、実施、その他契約に関して知りえた事項一切を第三者に漏らしてはならない。また乙及び乙の従業員は、本契約終了後も守秘義務を負う。

第 1 0 条【損害賠償】

乙は営業上で甲または第三者に損害を与えた場合、乙は、自らの責任に於いてこれを対処し、いかなる理由があろうとも甲に対し金員の抛出を求めないものはもちろん、甲に何らかの迷惑をかけないものとする。

第 1 1 条【契約期間】

本契約期間は、契約締結日から 1 年間とする。ただし、契約満了の 6 か月前までに甲、乙いずれかより書面による意思表示がない場合、本契約は引き続き 3 年毎に自動更新する。

第 1 2 条【裁判管轄】

甲ならびに乙は本契約上の紛争並びに本契約に関する一切の諸契約に関する紛争について、甲の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第 1 3 条【契約外事項】

本契約以外の事項に関し、疑問が生じたときは、審議
誠実の原則にのっとり、双方協議の上、円滑に解決す
る。